

特集「資料論 I」

## 前近代ベトナム女性の財産権に関する研究動向 と展望—史料の状況に注目して

宮 沢 千 尋

南山大学人文学部人類文化学科

### Trends and Prospects for Research into Women's Property Rights in Pre-Modern Vietnam—Engaging with Historical Documents

Department of Anthropology and Philosophy, Faculty of Humanities,  
Nanzan University

MIYAZAWA Chihiro

はじめに

I. ベトナム女性研究の特徴

1. 研究対象の年代的特徴
2. 研究対象の階層的特徴

II. 前近代ベトナム女性の財産権

1. 前近代ベトナム女性の財産上の地位
2. 宗教的寄進行為に見るベトナム女性のエージェンシー
  - 2-1. ベトナムの碑文
  - 2-2. 宗教的寄進に関する碑文

おわりに

# 前近代ベトナム女性の財産権に関する研究動向 と展望—史料の状況に注目して

宮 沢 千 尋

## はじめに

本稿は、前近代ベトナム女性の財産権に関する研究動向と展望である。前近代ベトナムの女性研究は、歴史学的な研究であると、人類学・社会学的な研究であるとを問わず、文献史料に依拠した研究が欠かせない。一方、1990年代以降のベトナムではいわゆる「資料革命」が起こっている。

桜井由躬雄[1994]は、1986年のベトナム共産党第7回大会によりドイモイ政策が決定されて以来、経済面の開放だけでなく、外国人のベトナム史研究を著しく制限していた「在ベトナム」の各種史料の閲覧制限が、90年代に入って大幅に緩和されたとする[桜井 1994：158]。これは、外国人によるベトナム研究方法論「段階的変質」を要求するだけでなく、アルファベットベトナム語（クォックゲー）に翻訳された僅かな漢籍を史料としていた従来のベトナム人史学者の研究方法にも大きな変革を要求したという。このことをあるベトナム人学者の言を引いて、「資料革命」であると桜井は言うのである[桜井 1994：158]。前近代ベトナム女性の財産権に関しても、「資料革命」の恩恵を受けた研究が生まれている。本稿では、先行研究がどのような史料を使い、どのような研究がおこなわれ、さらにどんな展望があるかを示したい。まず最初に、ベトナム女性研究の動向をダットン[Dutton 2013]に従って整理し、その中で、財産権の研究がどのような位置づけであるかを示す。以下に節を改めて研究史を略述するが、ベトナム史の時代区分は桃木に従い、10

世紀から14世紀を中世、15世紀から19世紀前半を近世と定義しておく[桃木 2013:133]。

## I. ベトナム女性研究の特徴

### 1. 研究対象の年代的特徴

ベトナム女性研究は従来、19世紀半ばのフランスによる植民地化以前を対象としたものが圧倒的に多かった。ダットンによる研究史の回顧によれば、圧倒的多数の研究が1954年以後を対象にしたものである[Dutton 2013:4]。同年は、ジュネーヴ協定によりフランスがベトナム、ラオス、カンボジアの独立を最終的に承認し、ベトナムにおいては北緯17度線を境とした軍事境界線により南北の分断が固定化した年である。また、冷戦下でフランスを支援した米国が、後に自ら本格介入した第2次インドシナ戦争（ベトナム戦争）の対決の構図が確定した年でもある。ゆえに、ベトナム女性研究は、ベトナムにとって脱植民地化、民族解放・国家統一を目標にした戦争の時代に生きるベトナムの女性や戦後の経済的苦境、1980年代半ばからのドイモイ政策と呼ばれる経済改革の時代を対象にしたものであったと言える。

例えば、ダットンは、2005年にフランスで刊行されたベトナムの女性に関する論集では、20本の論文のうち、20世紀以前についての論文はわずかに2本であり、また過去30年間に英語で書かれたベトナム女性に関する論文のうち、1890年から1940年を対象としたものは数本にすぎず、ベトナム国内でも同様の傾向であると指摘する[Dutton 2013: 4-5]。

### 2. 研究対象の階層的特徴

さらにダットンは、数少ない20世紀以前のベトナム女性に関する研究も、研究対象や内容に偏りがあると述べる。従来の研究で取り上げられてきたのは、政治的・軍事的・文学的エリートの女性たちであった。例えば、ベトナムで出版された英文の『20世紀以前の傑出したベトナム女性(Outstanding

前近代ベトナム女性の財産権に関する研究動向と展望—史料の状況に注目して『*Vietnamese Women before the Twentieth Century*』(2006年。筆者未見)で取り上げられているのは以下の人物である[Dutton 2013:5]。

1. チュン姉妹。紀元1世紀に中国に対する反乱を指揮した。
2. 趙夫人(Bà Triệu)。3世紀の対中国反乱の指導者。
3. ズオン・ヴァン・ガー (Đương Văn Nga)。王母。
4. ドアン・ティ・ディエム(Đoàn Thị Điểm)(1705 – 1746)。チュノム<sup>1)</sup>文学者。
5. ブイ・ティ・スアン(Bùi Thị Xuân)(17?? – 1802)。西山朝の傑出した將軍。
6. ホー・スアン・フオン(Hồ Xuân Hương)(1772? – 1822?)。19世紀のチュノム(後述)文学者。

これらの女性はいずれも、「王朝の支配者と関係があり、支配者に奉仕した少数のエリート」で、ベトナムのナショナリズムと、中国とは異なる女性のリテラシーや独自の文学的伝統を表象する「国民的ヒロイン(national heroines)」として取り上げられているのである[Dutton 2013: 6]。しかし、これらの「国民的ヒロイン」たちの研究は、「イデオロギー的な制約と過剰な期待」により、「男性規範の貧弱な模倣を判断基準にして、女性たちが生きていた実際の生活の文脈から乖離」し、「ベトナム女性の地位の特徴について何も語ってはいない」。これらの女性の研究によって、「非エリートの女性の日常生活、その喜びや悲しみが取り上げられることはほとんどなかった」のである[Dutton 2013: 2-3]。ここで言う「イデオロギー的な制約」とは、民族の独立と統一を目指すナショナリズム的な文脈と、社会主義的な文脈(近代的な「男女平等」の観念を含む)を指すのであろう。ダットンは、ベトナム女性の研究においては、むしろ少数のエリートよりも普通の女性たちの功績が歴史を通じたベトナムの複雑さを理解するうえで重要であると指摘する[Dutton 2013: 2]。

一方、こうした少数のエリートまたは「国民的ヒロイン」に焦点をあてる一般的なアプローチではなく、より大きな社会的文脈におけるベトナム女性

とその地位を集団的に考察する研究も存在する。上述のエリート女性もしくは「国民的英雄」研究の欠点を補うものである。ダットンは、これらの研究のキーワードをダットンは「法」と「宗教」であるとして以下のように述べる[Dutton 2013 : 23-25]。

### ① 法

法典、特に『国朝刑律』（後述）の中で、ジェンダー的要素が、中国と比較してより明確に女性の財産権と相続権、そして女性が法的な存在として認められていたことを強調する。

### ② 宗教における女性のエージェンシー

未亡人が亡夫の遺した財産を、亡夫の親族の干渉から守り、かつ、亡父と自身の永代供養を確実にするために地域の共同体に寄進した行為を取り上げたチャン・ニユン・トゥエットの研究に注目して、宗教領域がベトナム女性のエージェンシーに関して重要な視野を提供する。

この2点はいずれも前近代ベトナム女性の財産権に関する問題を扱っており、上述した1990年代以降のベトナムの史料革命によって盛んになった研究である。①に関しては、族譜や遺産相続文書（嘱書）、財産分割文書（交書）などの紙媒体の文献資料に主に依拠し、②に関しては村落などに大量に残されている石碑に刻まれた碑文に依拠している。次節ではこれらの点について、史料の状況と研究の内容について述べる。

## II. 前近代ベトナム女性の財産権

### 1. 前近代ベトナム女性の財産上の地位

黎朝期（1427-1789）の『国朝刑律』（Quốc Triều Hình Luật）は、中国諸王朝の律令にはない女性の財産権規定を持っていた[宮沢 1996 : 331-332、

前近代ベトナム女性の財産権に関する研究動向と展望—史料の状況に注目して  
2016:211]。<sup>2)</sup>具体的には、①男女均分の相続権、②夫婦別産で平等な財産権  
である。

①は『国朝刑律』388条の規定、「遺言無く両親が死んだ場合、遺産の1/20  
を香火<sup>3)</sup>として長男に与え、残りは衆子で均分する」を根拠とする[Nguyễn &  
Ta 1987: vol I .203]。②は、a)夫婦の財産が婚姻前に夫と妻がそれぞれ成した  
財産と、婚姻後に成した財産とに分けられ、b)婚姻前に妻が成した財産は婚  
姻後も妻が管理し、c)夫の死後、夫婦の間に子が無ければ、妻は婚姻後に夫  
婦が成した財産の半分を得る権利がある(375条)[Nguyễn & Ta 1987: vol I .199]  
ことを根拠とする。

1802年に成立した阮朝<sup>グエン</sup>が制定した『皇越律例』(Hoàng Việt Luật Lệ)は清律  
の模倣であり、『国朝刑律』のような女性の財産権規定が無い[Ta 1984:32-  
42]。フランス植民地司法当局は、ベトナム人が裁判所に持ち込む財産争いの  
訴訟を裁く際に、『国朝刑律』にあるような女性の財産権を民間の慣行とし  
て認めるか否かについて、肯定と否定を繰り返した[Lingat 1952: 41-53]。

こうした状況の下で、ベトナム女性の伝統的な財産権がフランス人に注目  
されるようになった。1900年に設立された研究機関であるフランス極東学院  
(École Française d'Extrême-Orient)<sup>4)</sup>の年報には、1908年からドゥルスタルによ  
る『国朝刑律』(Quốc Triều Hình Luật)の翻訳と解説が連載された。ドゥルス  
タルは1911年に『国朝刑律』中で女性の財産権規定が含まれている「始増田  
産章」、「増補香火令」、「増補参酌校定香火」を翻訳・解説している[Deloustal  
1911]。香火(*huong hóa*)とは祖先祭祀のための財産で通常は不動産(田土)  
を指す。極東学院からは、1907年にブリフォが香火に関する単著を出版し、  
女性の財産権についても述べている[Briffaut 2009(1907)]。このように植民地  
支配の必要性から、フランス人はベトナム女性の伝統的財産権について、主  
に成文法の条文やフランス法の影響を受けた裁判文書に依拠して研究をおこ  
なったのであるが、分析の枠組みはあくまでフランス的な法観念であり、ベ  
トナム人の法意識やジェンダーに関する観念を探求する姿勢やそれに沿って  
分析するという意識も希薄であった。実際の財産相続文書(嘱書)や分割文

書（交書）をほとんど検討していない。

1930年代以降、このような成文法や裁判文書中心の研究動向に変化が occur。フランス植民地当局はベトナム北部トンキンでの民法制定（1931年）に際し、1920年代末に同地域の慣習調査を行い、調査結果を出版した。『トンキンのアンナン人の家族、相続、祭祀財産に関する慣習についてのアンナン法諮問委員会答申』がそれである（以下、「慣習調査」とする）[Protectrat du Tonkin 1930]。これに基づいて、フランス人が学位請求論文などを著した[Lustéguy 1949(1935); Pompei 1951; Lingat 1952]。

「慣習調査」のベトナム女性の伝統的財産権についての記述は、多くの研究によって根拠とされ、今なお参照すべき点も多いが問題点もある。アジア・太平洋戦争中にインドシナを訪れて「慣習調査」を入手し、一部を日本語に翻訳した福井勇二郎は以下のように指摘する[福井 1946: 568-569]。

1. おそらくフランス人裁判官やベトナム人の高級官僚、知識人から成る委員会自身が質問事項を選定し、委員各自の答申を求めた後に、委員会の審議を経て個々の答申を整理統合して、その結果を委員会の答申として発表したものであろう。
2. 質問事項の選定や答申をまとめ上げるにあたって、フランス人委員、特に委員長であるハノイ控訴院長モルシェの意向が大きく影響したであろう。
3. したがって、ベトナム人の慣習をありのままに伝えるものとみるべきではない。
4. しかし、この程度の「フランス化」で価値を全否定するのもまた行き過ぎである。

筆者が専門とする文化人類学の立場から見ても、現地人エリートが委員会に参加しているとはいえ、植民地状況の下での権力関係は絶対であったろうし、フィールドワークによりベトナム人の価値意識を内在的にとらえたもの

前近代ベトナム女性の財産権に関する研究動向と展望—史料の状況に注目して  
とは言いがたい。統計的な調査でもないから代表性の点でも問題がある。「慣  
習調査」に依拠したフランス人の研究も、依然としてフィールドワークや現  
地での史料調査をおこなったものではない。

前述のように、フランスは1954年のジュネーヴ協定以降、インドシナから  
撤退し、ベトナムは南北に分断された後、1960年代から再び戦場となり、現  
地でのフィールドワークや史料調査は不可能となった。伝統的な女性の財産  
権に関する専論としては、海外在住のベトナム人による『国朝刑律』の英語訳・  
解説と中国の律令との比較研究の3巻本[Nguyễn Ngọc Huy & Tạ Văn Tài 1987]  
や、韓国人研究者による成文法の規定や17-18世紀にベトナムを訪れた西洋  
人の観察に依拠する研究がある[Yu 1990]が、これらも実際に書かれた相続  
文書などの検討はおこなっていない。

1986年に経済改革、経済発展を目指すドイモイ政策が施行されてから、そ  
れまで旧ソ連など「社会主義兄弟諸国」を除いて門戸が閉ざされていた外国  
人研究者の長期留学や調査、フィールドワークが可能となった。国家文書館  
や漢文チュノム研究院図書館<sup>9)</sup>での史料公開も進んだ。桜井の言う「資料革命」  
である。外国人、海外在住ベトナム人と国内のベトナム人の交流に関する制  
限も大幅に緩和され、地方文書の収集などもおこなわれるようになった。こ  
のような状況のもと、ベトナム人自身が残した嘱書や族譜、地簿などを収集・  
分析して、伝統的な女性の財産権を、ベトナム人自身の価値意識に即して内  
在的に捉えようとする研究が現れるようになった。21世紀に入ると、ダットン  
がいうところの「イデオロギー的な制約と過剰な期待」に基づいたベトナム  
女性をめぐるステロタイプの言説を批判しようとする傾向も強くなってき  
た。

このような新傾向の研究として、カナダ在住のベトナム人研究者チャン・  
ニユン・トゥエットの論文がある[Tran, Nhung Tuyet 2006; 2008]。

チャンによれば、「中国と比べて、ベトナム女性が伝統的に高い社会的な  
地位を保持しており、その一例として遺産相続における男女均分規定が『国  
朝刑律』に定められ実行されてきた」との説は、フランス植民地主義者が創

り出した「神話」に過ぎない[Tran, Nhung Tuyet 2006: 122]。それは「中国と比較して、ベトナム人は、フランス人が植民地支配するに足る文明を持っている」という言説にすぎず、独立を目指すベトナム人ナショナリストが継承して定説化されていったとする[Tran, Nhung Tuyet 2006: 124-125]。また、『『国朝刑律』は男女平等の財産権を規定などしていない』とチャンは主張する。従来、男女均分相続規定と解されてきた388条は「両親が遺言なくして死んだときに、はじめて、長男に香火として遺産全体の1/20を割り増しして与えた残りが男女均分になる」と解するべきであって[Tran, Nhung Tuyet 2006: 130-131]「両親が女子の相続分を男子より少なくする、あるいはまったく相続させないと遺言すればその通りになる」として、ハノイの漢文チュノム院で収集した18世紀末の嘱書を引用して自説の根拠としている[Tran, Nhung Tuyet 2006: 134-139; 2008: 61-66]。さらにチャンは、近年の中国女性史研究の成果に言及しながら、ベトナム女性史研究が主張してきたほどベトナムと中国の女性の差異はそれほど大きくなく、むしろ類似していると述べる[Tran, Nhung Tuyet 2006: 122; 2008: 47]。

一方、宮沢千尋は1996年以来、チャンと同様にベトナムの漢文チュノム院やハノイ国家大学、あるいは村落で地方文書を収集して、ベトナム女性の伝統的財産権に関して内在的な理解を試みてきた[宮沢 1996; Miyazawa 2016; 宮沢2016]。その際、従来の研究のように個別の相続における男女相続面積が平等であるか否かについてだけでなく、主にハノイ中心部に接する東鄂社（「社」はベトナムでは行政村落を指す語である）の18世紀末から1900年ごろまでの族譜、嘱書などを用いて家族史を復元し、家族史の中での個々の相続の持つ意味や女子の婚姻状態、両親の遺嘱がどのように実行されたかを追跡している。その主張はチャンとは対照的である。以下に概要を示す。

1. 実際には両親が男女均分の嘱書を残すことも多い[宮沢 1996: 337-339; Miyazawa 2016: 62-71; 宮沢 2016: 216-229]。
2. 女子が男子と均等に遺産を相続するのは、両親や祖先の祭祀義務を負

前近代ベトナム女性の財産権に関する研究動向と展望—史料の状況に注目して  
うのとひきかえである。両親は男子とその子孫だけでなく、女子とそ  
の夫、夫との間に生まれた子が、女子の両親と祖先の祭祀を永遠にお  
こなうことを望み、義務付ける。女子の夫とその子孫は女子の両親に  
とっては異族すなわち外族であり、儒教の男系優先の規範から言えば  
祭祀義務を持たないはずであるが、ベトナム北部では逸脱が頻繁にお  
こる[Miyazawa 2016: 62-71; 宮沢 2016: 216-229]。

3. 祖先祭祀義務を女子が負う際に相続する遺産は、長男が家長の地位を  
継承する際に相続する香火ではなく、忌田(*kỵ điền*)である。香火は男子  
がいない場合に初めて女子が相続し、女子が香火を相続できるのは一  
代限り（「給養一世」）で死後は両親の父系親族集団に香火を返還しな  
ければならず、母方親族の祭祀のためには設定できない。これに対し、  
忌田は女子が比較的簡単に相続し、また母方親族のために設定するこ  
ともできる[宮沢 2016: 211-229]。さらに、1人の管理者によるのではな  
く「輪番」(*luân phiên*)で管理することもある[Miyazawa 2016: 65-70; 宮  
沢 2016: 220-224]。
4. 両親が自己と祖先の祭祀の永続を希望し義務付けるのに応えて、女子  
とその夫、間に生まれた子孫が、祭祀や祠堂の重修などを半世紀以上  
に渡って継続する例がある[Miyazawa 2016: 70-75; 宮沢 2016: 225-229]。  
ただし、女子は忌田が相続できるのに対し、その子（女子の両親にと  
っては外孫）の代には男子のみが忌田を相続でき、女子は排除される  
例があり、人類学で言うところの双系制的な系譜意識を完全な形で見  
ることができない[宮沢 2016: 220-230]。
5. 以上のことからチャンが言う「男女均分相続を規範はフランス人が創  
った神話である」という説が妥当でないことがわかる[Miyazawa 2016:  
60-77; 宮沢 2016: 225-229]。また、婚姻した女子が生家の祖先祭祀を担  
当することや、それを前提とした遺産相続は中国の律令では想定され  
ていない。中国の王朝時代に女子の相続分は、最大でも男子の1/2であ  
る。ゆえに、中国とベトナムが女性の財産権において大差が無いとは

言いがたい[Miyazawa 2016: 62-64]。

このように男女均分相続規範がベトナムに実際に存在したと言える。しかし、ベトナムでは常に男女均分相続がおこなわれてきたわけではなく、時代によっても、村落の環境によってもさまざまであったことは、ハノイ中心部から南西に17キロ離れたところにある花板集落の19世紀前半の地簿や嘱書を分析した上田新也の論文からもわかる[2015]。

上田によれば、花板集落の2つの嘱書を検討した結果は男女均分ではなく、男子優待である。また、遺産相続（実際には生前贈与）できたのはその時点で未婚の娘のみで、既婚の娘の相続分は無かった。上田は、これを既婚の娘には、すでに婚資が与えられていたからだと推定する。また、既婚の娘に相続権を認める場合でも嘱書には娘婿の名が記載されているという[上田 2015:275-282]。このようにハノイ近郊の村落でも女性の相続のあり方は異なっており、安易な一般化は慎むべきであろう。

## 2. 宗教的寄進行為に見るベトナム女性のエージェンシー

### 2-1. ベトナムの碑文

上述のように、このテーマに関してはベトナム各地に残された碑文が史料として活用されて、分析がおこなわれている。ベトナム碑文の拓本の収集はフランス植民地時代に極東学院が始めた。現在、極東学院でベトナム碑文の整理にあたっているフィリップ・パパンによると、極東学院による碑文（拓本）の収集は1910年に始まり、ジュネーヴ協定後の1956年までおよそ1万3000の碑文から、2万1982枚の拓本が採取された（碑文は複数面ある場合がある）[Pipin 2015:82]。1990年代半ばからは、漢文チュノム研究院が新たに拓本を採取し始めて、現在は極東学院のコレクションと合わせて、計2万の碑文から、3万5千枚の拓本が採取された[Pipin 2015:82]。さらに極東学院と漢文チュノム研究院の合作により、極東学院が収集した拓本（全22巻）が刊行された。<sup>9</sup>拓本の目録（全8巻）も別に刊行されている。収集された碑文の

前近代ベトナム女性の財産権に関する研究動向と展望—史料の状況に注目して概況は以下の通りである。

### ①時代的分布

全体の80%が17世紀から19世紀のものである。それ以前の時期のものは数百枚にすぎず、20世紀以降のものは全体の15%である。1675年から1740年までの間に全体の30%が集中している[Pipin 2015 : 83 – 84]。

### ②地理的分布

北部の紅河デルタ地域への極度の集中が見られる。ハノイとその周辺のハイズオン、ハドン、ヴィンイエン、バクニンの5省でそれぞれ全体の10%ずつ、計50%を占める。阮朝が1802年に成立し、都を中部のフエに定めた後も北部に集中する傾向は変わらないという。ただし、ハイズオンとバクニンに代わり、デルタ南部のナムディンと、紅河デルタの南に位置するタインホアに多くの碑文が建てられるようになったという。阮朝期にはハノイ、ハドン、ヴィンイエン、ナムディン、タインホアの碑文で同時期の碑文全体の60%を占める[Pipin 2015 : 84]。

### ③碑文の内容

数百枚の「高レベル」の碑文を除き、村落生活、農民の生活、家族の生活などが記されている。これらの内容は従来、「研究者が無視していたこと」である[Pipin 2015 : 84]。具体的な内容は多岐に渡る。a)宗教的寄進、b)村落政治に関すること、c)公的なモニュメントの建設と重修、d)相続、土地に関する争いなどである。これらのうち、ベトナム女性の財産権とエージェンシーに関して重要なのが宗教的寄進についての碑文である。

## 2 – 2. 宗教的寄進に関する碑文

宗教的寄進（ベトナム語で「后」または「後」=いずれも *hậu*）の碑文は数が大変多く、17世紀碑文では30%、18世紀碑文では40%、阮朝期では碑文

の60%を占める。后には大きく分けて2種類があるが、女性のエージェンシーに関してパパンが注目するのは寄忌(*kí kị*)である [Pipin 2015:86]。

寄忌は 寄進者の死後、毎年の追慕を担保するためにおこなわれる。忌日祭祀の儀礼は、ベトナムでは男系をたどる長男の子孫によって継承されておこなわれるべきものである。しかし、死者に子や男子がいなかったり、死亡・他出したり、正道を踏み外して墮落する場合もある。そこで寄忌がおこなわれる。仏教寺などの宗教施設や、村落の実質的な権力機関である耆目会同(*hội đồng kỳ mục*)に土地そのものを寄進したり、土地を買う金を寄進することにより、仏教寺や耆目会同は子に代わって寄進者を追慕する儀礼をおこなう物質的手段を得る。毎年、それらの土地からの収穫を売ることにより、儀礼とその後の祭宴費用を支出するのである[Pipin 2015:87]。

寄忌の多くは、自らの死後、追慕や祖先祭祀をおこなう者がいないことを案ずる高齢者によっておこなわれる。寄忌の碑文の90%は、一人の人物によっておこなわれていることを示しているという。85%は、自分一人の追慕を希望する者で、残り5%が自分以外の者の追慕(母のみ、父のみ、両親ともなど)を希望する。寄忌が複数の人物によっておこなわれるのは全体の10%に過ぎず、その場合は、母・父・夫とともに追慕されることを希望するものがほとんどであり、オジやイトコなど遠縁の者が対象となることはまれである[Pipin 2015:87]。

一人の人物による寄忌であっても、複数の人物による寄忌であっても、多くは女性によっておこなわれている。19世紀の紅河デルタの10村落214例のうち、183例(86%)が女性によるもので、パパンによる他地域での他時期のサンプル調査でも同様の傾向がみられる。寄忌をおこなう女性のほとんどは一般の女性であり、前述の耆目層の妻は10%に過ぎない[Pipin 2015:90]。

寄忌において女性が中心的な役割を果たすことは、村落生活内部の取り引きにおいて女性が中心的な役割を果たしているということであり、寄忌は純粹な信仰心による行為や、個人の孝心を示すジェスチャーだけでなく、村落の社会生活の中に位置づけられているのである。ベトナムの女性は、所有・

前近代ベトナム女性の財産権に関する研究動向と展望—史料の状況に注目して譲渡などの契約をおこなう一定の権力を持ち、自分の意見が聞かれ、署名が尊重されることを担保する能力があることを示している[Pipin 2015:91]。前述のダットンの言う宗教的側面における女性のエージェンシーが、寄忌という経済行為によって明らかになっている。

それでは実際の寄忌の碑文とはどのようなものであろうか。ダットンが例として挙げたチャン・ニユン・トゥエットが紹介している事例を以下に示す。

- ①正和十三（1778）年、チュー・ヴァン・テー（朱文世）の嫡室で寡婦であるレー・ティ・トアン（黎氏全）が、夫のキョウダイの息子が亡夫の財産を主張することを恐れて、香火田2マウ（1マウは3,600㎡）と錢180貫を、夫妻の永代供養のために亭（村の守護神を祀ったやしろ）に寄進した。夫妻の間には3人の娘がいたが、息子はいなかった。2マウの香火田は村内で「輪次(*luân thứ*)」で耕作され、毎年、耕作者は、酒や花などを供えて夫婦の祭祀を維持する。村落の年長者（郷老）が、村長（里長）など村落の代表者5人が署名して夫婦の永代供養を保証した。トアンは財産権を主張することができたのである[Tran, Nhung Tuyet 2008: 63-64]。
- ②永盛十四（1718）年、一人娘であるヴァー・ティ・ドン（武氏屯）が実父母の祭祀を十分に果たせていないので、村落に財産を譲渡し、両親の永代供養の約束を取り付けることで財産を永遠に主張する戦略を取った[Tran, Nhung Tuyet 2008: 64]。

## おわりに

最後に、今後の研究の展望を述べる。筆者は嘱書などの遺産相続文書、財産分割文書などを使い、家族史のなかでの個々の相続の背景と意味を明らかにしながらベトナム女性の財産権や社会上の地位を考察しようとしているが、今後は村落史、社会史、国家史の脈絡のなかに個々の相続を置いて考察

することが重要である。既にベトナムでは、前述した碑文を丹念に読み込んでベトナム村落社会を研究するベトナム人による成果が発表されている[Phạm Thị Thùy Vinh2003,Vũ Thị Mai Anh 2015]。

さらに重要なのは、桃木[2011]が提唱する東アジアの家父長制の比較研究である。筆者はチャンを批判して、ベトナムと中国の違いを再び強調したが、その際に朝鮮史の先行研究を引用してむしろ朝鮮半島との類似性を強調した[宮沢 2016: 231]。ベトナムの忌田は母方親族ために設定されるが、これは朱子学が定着する前の朝鮮半島における外孫奉祀（母方の祖先を祭ること）、外々孫奉祀（祖母方の祖先を祭ること）に相当するし、朝鮮王朝の『経国大典』もベトナムの『国朝刑律』と同様に女性の財産権を規定している。すなわち、1458年に頒布された『経国大典』の刑典私賤条では、財主が定めていなかった場合、遺産は嫡出子女の間で均分し、祭祀継承者には5分の1を加える、良民の妾の所生子女には7分の1、賤民の妾の所生子女には10分の1を分給すると定められている[豊島 2015: 123]。配偶者の地位によって相続分が異なる点を除けば、前述の『国朝刑律』388条の規定と似ている。さらに、このような相続慣行は17世紀半ばまで朝鮮でおこなわれていた子女間の持ち回りで祖先祭祀がおこなわれていたことと表裏一体の関係にあるという[豊島 2015: 123]。この点も、ベトナムの忌田が輪番で管理されると言う点に似ている。祖先祭祀を前提とした遺産相続が想定されていない中国よりも、地理的に遠いベトナムと朝鮮の類似性がわかる。従来、ベトナム女性の財産権が保証され、社会的な地位が高いとされてきたのは、儒教の影響を受けながらも東南アジア的な双系制のゆえとされてきたが、朝鮮半島との類似性は必ずしも東南アジア的な要素では説明することができない。東アジア／東南アジアという地域区分、中国＝中心、朝鮮・ベトナム＝周縁という議論の再検討や、一国史研究の枠組み打破を人類学的視点でおこなうことへの展望が開ける。

前近代ベトナム女性の財産権に関する研究動向と展望—史料の状況に注目して  
謝辞 本稿は2016年度南山大学パッへ研究奨励金 I - A - 1の助成による  
ものです。感謝いたします。

## 註

- 1) 漢字をもとに作られたベトナム独自の文字。
- 2) 『国朝刑律』の編纂過程は複雑でよくわからない部分が多い。黎の太祖(1428-1432)に編纂が始まり、本論文で扱う財産権に関する「始増田産章」、「増補香火令」、「増補参酌校定香火」は徐々に付け加わり、最終的に成立したのは16世紀であるという[八尾 2010: 219、八尾 2013: 49、53、58]。
- 3) デュランらは「祖先祭祀を威厳をもっておこなうために、クランの世襲財産のなかに香火と呼ばれる部分を保持する」とする[Durand et Huard 1954:99]。
- 4) フランス国立の研究機関である極東学院は1898年に前身がサイゴンに設立され、1900年にハノイに移転して活動を開始した。インド、東南アジア、東アジアの地域研究専門機関である。BEFEOの略称で知られる『フランス極東学院紀要』(Bulletin École Française d'Extrême-Orient)を発行し、20世紀前半には、セデス、マスペロ、ガスバルドンらの天才的学者を輩出した(坪井 1999:288)。
- 5) 1979年に、旧ベトナム国家社会科学学院に属する漢文チュノム研究所(Viện Nghiên Cứu Hán Nôm)の付属施設として設立された[桜井 1994: 162]。
- 6) *Tổng Tập Thác Bản Văn Khắc Hán Nôm*. Nhà Xuất Bản Văn Hóa- Thông Tin. 2005-2009.

## 引用・参考文献

### 日本語文献

- 上田新也 (2015) 「十九世紀前半ベトナムにおける家族形態に関する一考察—花板張功族の囑書の分析から」『ジェンダーの中国史 (アジア遊学191)』, 274-289。
- 桜井由躬雄 (1994) 「ベトナムにおいて新たに公開された漢籍史料について」『東方學』第八十八輯: 158-166。
- 豊島悠果 (2015) 「高麗・朝鮮時代の婚姻と相統一朝鮮後期の変化を中心に」早川紀代・秋山洋子・伊集院葉子・井上和枝・金子幸子・宋連玉編『歴史をひらく—女性史・ジェンダーから見る東アジア世界』御茶ノ水書房115-

128。

坪井善明（1999）「フランス極東学院」桜井由躬雄・桃木至朗編 石井米雄監修『ベトナムの事典』同朋舎発行、角川書店発売。

福井勇二郎（1946）「婚姻に関する安南人の慣行」『法学協会雑誌』64(9・10)：567-590。

宮沢千尋（1996）「ベトナム北部における女性の財産上の地位—19世紀から1920年代末まで」『民族学研究』60(4)：330-341。

———（2016）『前近代ベトナム女性の財産権と祭祀財産相続—忌田を中心に—』『アジア・アフリカ地域研究』15(2)：208-233。

桃木至朗（2011）『中世大越国家の成立と変容』大阪大学出版会。

———（2013）「中世大越（ベトナム）の農村社会に関する比較史的検討」秋田茂・桃木至朗編『グローバルヒストリーと帝国』大阪大学出版会 107-134。

八尾隆生（2010）「社会規範としてのベトナム『国朝刑律』の可能性—書誌的考察より」山本英史編『近世の海域世界と地方統治』東アジア海域叢書 汲古書院 203-229

———（2013）「前近代ヴェトナム法試論—『国朝刑律』再編」『歴史評論』46-59

#### 欧文文献

Briffaut, Camille (2009[1907]) *Études sur les Biens Culturels Familiaux en Pays d'Annam, Huong-Hoa*. Whitefish: Kissinger Publishing.

Deloustal, Raymond(1911) “La Justice dans L’Ancien Annam”, *Bulletin de École Française d’Extrême-Orient*(11): 25-56.

Durand, Maurice et Huard, Pierre(1954) *Connaissance de Viêt- Nam*. Hanoi: EFEO.

Dutton, George(2013) “Beyond Myth and Caricature: Situating Women in the History of Early Modern Vietnam”, *Journal of Vietnamese Studies* (8): 1-36.

Lingat, Robert(1952) *Les Régimes Matrimoniaux de Sud-est L’Asie: Essai de Droit*

前近代ベトナム女性の財産権に関する研究動向と展望—史料の状況に注目して

*Comparé Indochinois*. Hanoi: École Française d'Extrême-Orient.

Lustéguy, Pierre(1949[1935]) *La Famille Annamite du Tonkin dans L'Institution. Biens Culturels(Huong-Hoa)*. Doctral dissertation, Paris. Université de Paris.

Human Relations Area Files, AM1, 61.

Miyazawa, Chihiro(2016) “Rethinking Vietnamese Women’s Property Rights and the Role of Ancestor Worship in Premodern Society: Beyond Dichotomies”, in Kato, Atsufumi(eds.) *Weaving Women’s Spheres in Vietnam: The Agency of Women in Family, Religion, and Community*. Leiden and Boston: Brill, 57-80.

Nguyễn, Ngọc Huy & Tạ, Van Tài(1987) *The Lê Code – Law in Traditional Vietnam: A Comparative Sino-Vietnamese Legal Study with Historical-Juridical Analysis and Annotations*. Athens, OH: Ohio University Press.

Papin, Phillipe(2015) “Saving for the Soul: Women, Pious Donation and Village Economy in Early Modern Vietnam”, *Journal of Vietnamese Studies*(10): 82-102.

Phạm, Thị Thùy Vinh(2003) *Văn Bia Thời Lê Xứ và Sự Phản Ảnh Sinh Hoạt Làng Xã*. Hà Nội: Nhà Xuất Bản Văn Hóa- Thông Tin.

Pompeï, Paul(1951) *Le Droit Familial et Patrimonial au Viet-Nam*. Paris: Librairie du Recueil Sirey.

Protectrat du Tonkin(1930) *Recueil de Avis du Comité Cosultatif de Jurisprudence Annmaite sur les coutumes des Annamtes du Tonkin en matière de famille, succession et de biens culturels*. Hanoi: Imperimerie Trung-Bac Tân-Van.

Ta, Van Tai(1984) “Woman and the Law in Traditional Vietnam”, *The Vietnam Forum* (3): 23-54.

Tran, Nhung Tuyet(2006) “Beyond the Myth of Equality: Daughters’ Inheritance Rights in the Lê Code”, in Tran, Nhung Tuyet and Reid, Anthony J.S.(eds.) , *Vietnam: Borderless Hisotries*. Madison: University of Wisconsin Press, 121-144.

————— (2008) “Gender, Property and the ‘Autonomy Thesis’ in Southeast Asia”, *The Journal of Aisan Studies* 67(1):43-72.

Yu, Insun(1990) *Law and Society in Seventeenth and Eighteen Century Vietnam*.

Seoul: Asiatic Research Center, Korea University.

Vũ, Thị Mai Anh(2015) *Đời Nay Cung Tiến Ngàn Sau Phụng Thờ- Bia Hậu trong Văn Khắc Hán Nôm ở Một số Địa Phương Đồng Bằng Châu Thổ Sông Hồng, 1802-1903*. Hà Nội: Nhà Xuất Bản Văn Hóa- Thông Tin.

# Trends and Prospects for Research into Women's Property Rights in Pre-Modern Vietnam—Engaging with Historical Documents

MIYAZAWA Chihiro

This article reviews research trends and proposes emerging areas for studying women's property rights in pre-modern Vietnam. In Vietnamese women's studies, both Vietnamese and foreign scholars have paid little attention to the pre-colonial era. The focus has mostly been on the post-1954 era. Only a few published works covered Vietnamese women in the pre-modern era, and these only pertain to elite women such as famous writers, royal princesses, and military heroines.

However, some scholars have begun to study ordinary women's lives in the pre-modern era. This new trend in pre-modern women's studies has been made possible by the so-called "historical document revolution" in Vietnam, which began in the 1990s when Đổi Mới (innovation) policy was launched. National archives and libraries began to open their doors to both foreign and Vietnamese scholars to access their historical documents written in Chinese characters and Vietnamese Nôm.

In the studies that followed, two new topics related to the lives of ordinary pre-modern Vietnamese women have emerged. The first concerns women's inheritance rights. Legal codes and popular customs stipulated equal property rights between men and women, especially between sons and daughters regarding property for ancestor worship. Daughters, even after marriage, inherited rice fields for ancestor worship in exchange for fulfilling their duties to worship ancestors in their natal families. This is contrary to Confucian and male-oriented norms. The other topic is related to the donation of land and money for pagodas, shrines, and village communities. In some cases, widows contracted with their village community to

donate their lands and money to perpetuate the worship of themselves and their late husbands. By controlling property, widows could bypass their husbands' relatives' claims over their property. In these ways, Vietnamese women in the pre-modern era could exercise their own agency. Now, we can investigate these customs by analyzing documents such as family genealogies, testaments, and stelae rubbings.

By way of conclusion, I suggest the possibility of conducting a comparative history between Vietnam and Korea. Previous studies have only highlighted the similarities between Vietnam and China; however, legal codes and popular customs in Vietnam were much more similar to those of Korea than China, despite the distance. Further, I submit that it may be necessary to reconsider ideas of geographical division between East and Southeast Asia.